

改革の評価指標

1 財政効果の評価指標

本プランでは、取組の実効性を高めるため、個別の実施項目毎に可能な限り数値化した目標を設定するとともに、数値化がなじまない項目については、検討結果報告書の作成等を取組の目標とします。

さらに、改革全体の財政効果を計るための指標として、経常収支比率による達成目標を定めます。

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費等の毎年義務的・継続的に支出する必要がある経費（経常経費）に対して、市税、普通交付税等の毎年経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源）がどれくらいあるかを示したもので、下記の算式により求められます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{(歳出)経常経費充当一般財源の額}}{\text{(歳入)経常一般財源総額}} \times 100$$

この比率が低いほど、市が自由に使うことができる財源が多く、新たな行政課題に対応する余力があると言えます。逆に、この比率が高いほど、市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることとなります。

各地方公共団体の経常収支比率は、景気の低迷による市税収入の減少、社会保障の充実に伴う扶助費の増加等により年々上昇しています。

本市の経常収支比率は、合併に伴う国及び東京都の財政支援や人件費の抑制等により、都内の市の中では比較的良好な水準である 80% 台を確保してきました。

しかしながら、「三位一体の改革」の影響や合併に伴う国や東京都の財政支援の段階的縮減により、本市でも経常収支比率が急速に上昇し、平成 16 年度の決算ではついに 90.0% となりました。

市税を中心とした経常一般財源の伸びが今後期待できない中で、新たな行政課題に対応していくためには、経常的な支出を見直し、財政に弾力性を持たせることが急務です。

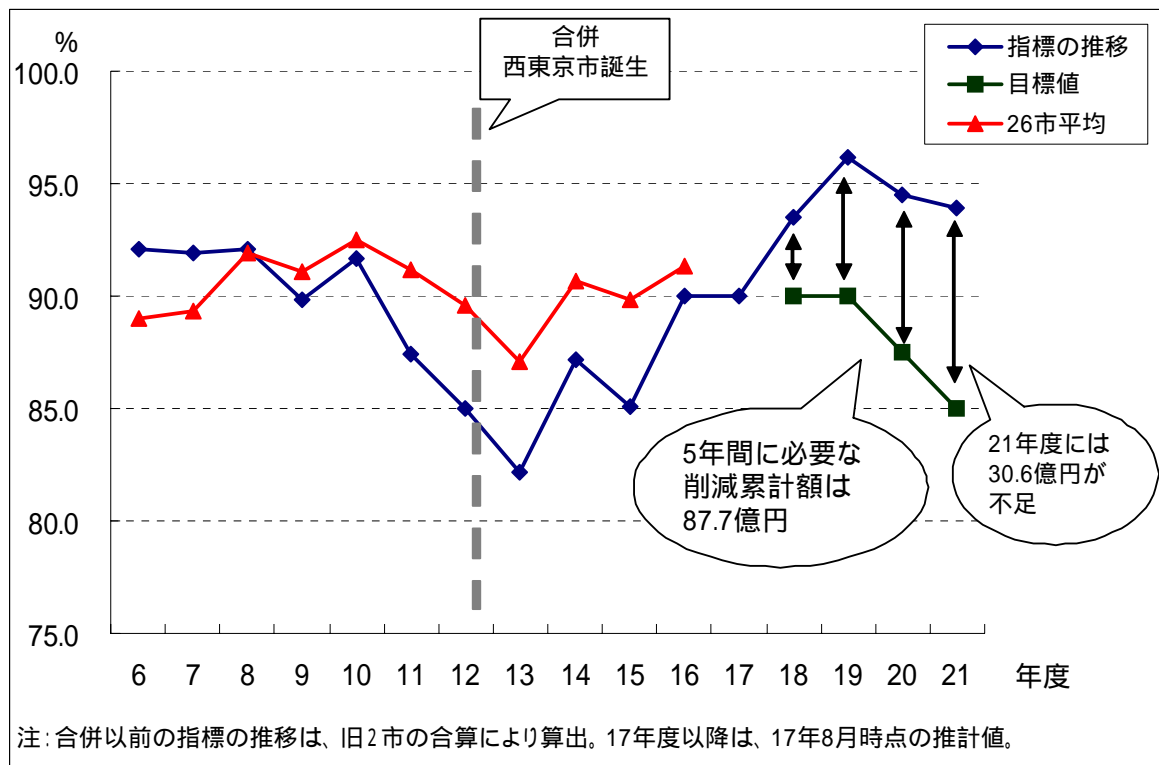
そのため、財政健全化に向けて経常収支比率の目標値を定め、19 年度までは「90% を超えない水準」を維持し、改革の成果が表れてくる 5 年後の 21 年度には、合併後、比較的財政が安定していた時期の「85% を超えない水準」を達成することとします。

経常収支比率の達成目標

平成 19 年度までは、90%を超えない水準を維持する。
平成 21 年度には、85%を超えない水準に改善する。

2 収支見通し

経常収支比率の推移



平成 16 年度の決算による経常収支比率は 90.0%でしたが、さらなる改革に着手せず、現状の想定しうる条件で歳入を見込み、事業を現状のとおり実施した場合には、18 年度には 93.5%、19 年度には 96.2%、20 年度には、94.5%、21 年度には 93.9% となります（試算の前提は、次ページの表「経常収支比率推計の前提条件」参照）。

経常収支比率の目標を達成するためには、5 年後の 21 年度時点で 30.6 億円、累計では 87.7 億円の財源不足が生じることが見込まれます。

今後の収支見通し

(単位:億円・%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入 A	345.1	344.5	343.0	343.1	343.1	343.1
市税(都市計画税を除く)	246.5	250.1	258.8	265.9	266.0	266.0
市債(減税補てん債・臨時財政対策債)	31.2	25.1	23.8	3.0	3.0	3.0
その他の収入(普通交付税等)	67.4	69.3	60.4	74.2	74.1	74.1
歳出 経常経費 B	310.4	309.3	320.6	330.1	324.1	322.2
人件費	113.5	104.5	108.8	112.2	103.9	100.4
物件費	57.5	57.5	57.5	57.5	57.5	57.5
維持補修費	3.0	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
扶助費	23.1	23.6	24.0	24.5	24.0	23.6
補助費等	52.6	52.6	53.6	54.5	54.2	54.2
うち一部事務組合	13.2	13.2	14.2	15.1	14.8	14.8
公債費	33.3	40.8	45.3	48.7	50.3	50.8
その他	27.4	28.5	29.6	30.9	32.4	33.9
改革を実施しない場合の 経常収支比率 C=B/A	90.0%	90.0%	93.5%	96.2%	94.5%	93.9%
目標経常収支比率 D		90.0%	90.0%	90.0%	87.5%	85.0%
必要削減額 E=A×D-B			11.9	21.3	23.9	30.6
削減累計額 F			11.9	33.2	57.1	87.7

経常収支比率推計の前提条件

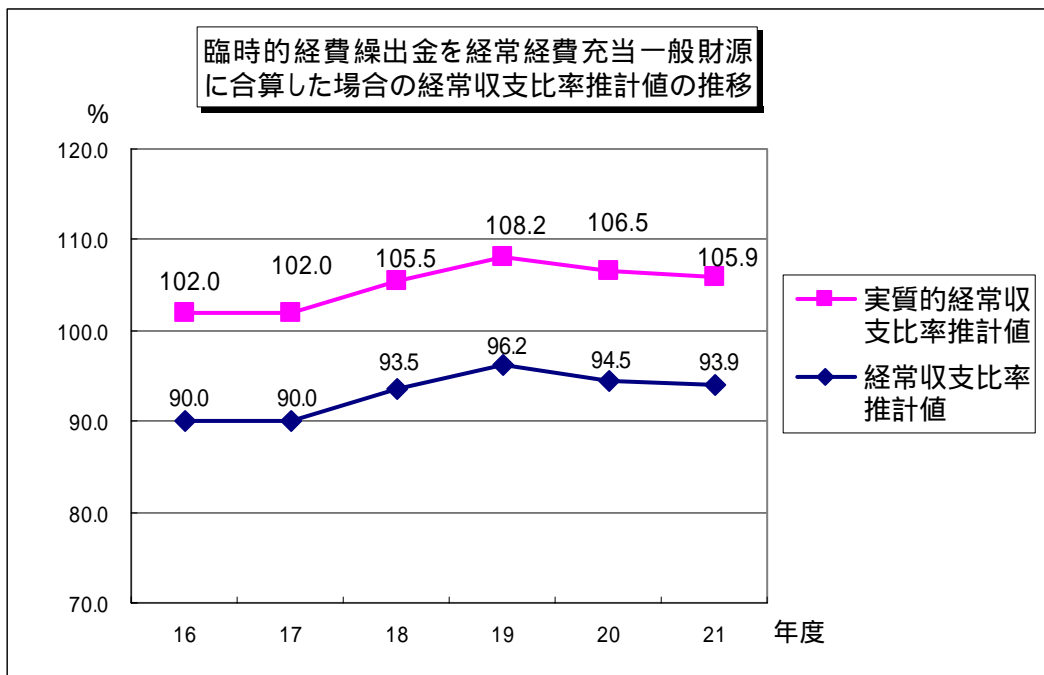
歳入	市税	16年度決算ベースで推計。17年度以降は、16年度決算ベースと市税収入自体大きな変化はないものとし、税制改正による増額分を加算。
	市債	減税補てん債は、18年度以降、定率減税1/2廃止が継続するものとして減額算定。臨時財政対策債は、18年度以降、17年度決定額と同額を計上。
	その他の収入	国の地方財政対策は、17年度と同様の水準で今後も継続するものと想定し、16年度決算ベースで推計。普通交付税は、17年度普通交付税決定額、税制改正による市税増額分、臨時財政対策債の合計額が18年度以降も継続するものとして算定。地方特例交付金は定率減税1/2廃止に基づき減額分を見込む。
歳出	人件費	新たな人件費抑制対策を講じないことを前提に、職員人件費及び議員・委員報酬などを見込む。
	物件費	16年度決算ベースでの推移を想定し、横ばいで見込む。
	維持補修費	17年度予算ベースでの推移を想定し、横ばいで見込む。
	扶助費	生活保護費とその他の扶助費に区分し、過去の伸び率の傾向から微増で見込む。
	補助費等	一部事務組合負担金は、各組合の現行の財政計画に基づいた負担割合を考慮したもので見込み、その他は16年度決算ベースで見込む。
	公債費	今後の償還予定額で見込む。
	その他	繰出金、積立金、出資・貸付金。 繰出金は、老人医療や介護保険の自然増を除き、16年度決算ベースでの推移を想定し、微増で見込む。

特別会計を含めた実質的な経常収支比率の推計

特別会計とは、特定の事業、資金など特別の必要がある場合に一般会計から区分してその収支を別に経理する会計で、本市には現在 8 会計あります。

本来、各特別会計内で収支の均衡が図られるべきですが、特に国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計では、支出を収入で賄いきれず、一般会計からの多額の繰出金により赤字補てんを行っている状況にあります。

この経費については、経常収支比率の算定上、臨時経費に区分されるため、経常収支比率の算定に含まれておりません。しかしながら、国民健康保険料、下水道使用料を適正な水準に改定しない限り、毎年度義務的・経常的に支出していかなければならないため、仮に経常経費とみなして経常収支比率を算定し直す（実質的経常収支比率）と、平成 16 年度の経常収支比率は 90.0% から 102.0% へと上昇し、今後も 100% を上回る水準で推移することが見込まれます。



赤字補てんにかかる臨時的繰出金については、国、東京都からの財源補てん措置はなく、市税等の一般財源で補てんすることになります。実質的経常収支比率が 100% を超えた場合は、経常一般財源では賄いきれず、基金を取り崩すこととなりますが、その額は、18 年度から 21 年度までの 4 年間で約 90 億円に上ります。

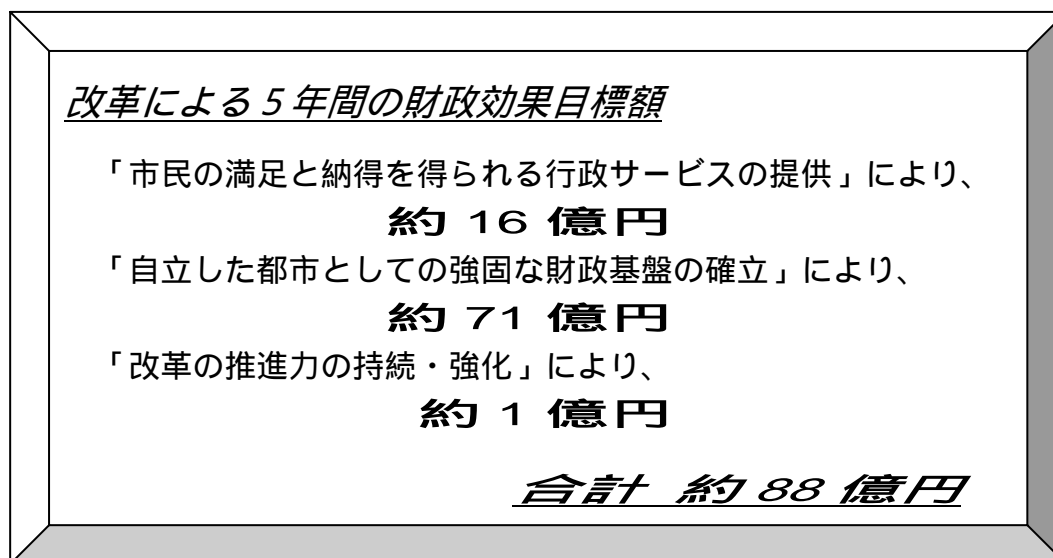
本市には、財政調整基金をはじめ、まちづくり整備基金や地域福祉基金といった特定目的基金があり、平成 17 年度末の残高見込額は約 82 億円です。

特別会計の健全化に早急に取り組まなければ、新規事業やレベルアップ事業を行わなくとも、基金が 4 年を待たずに枯渇することが見込まれます。

3 改革による財政効果

今後、新たな行政課題に柔軟に対応していくためには、経常的な経費等を見直し、財政に弾力性を持たせることが必要です。

しかし、目標とする経常収支比率を実現するためには、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間で約 88 億円の財源不足が見込まれます。この財源不足の解消に向けて、以下の目標を掲げて具体的な取組を行います。



しかし、改革の実施項目の中には、関係者との合意形成等に一定の時間を要する取組も含まれており、現時点で確実に見込むことのできる財政効果だけでは、この目標額の達成は困難です。

そのため、短期間で効果を得ることのできる見直しに早急に着手し、改革の実施時期を可能な限り前倒しすると同時に、公共施設の再編など一定の検討期間を要する課題にも積極的に取り組み、行財政改革の具体的な成果につなげていきます。